

平成 29 年 7 月

お客さま各位

熊谷商工信用組合

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

(還付金詐欺被害等からお客さまをお守りするために)

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、振り込め詐欺が多発しております。特に、キャッシュカードによる振り込みを普段行われていないご高齢のお客さまをATMに誘導して預金を振り込ませる「**還付金詐欺**」が急増しております。

当組合では、こうした被害を防止するための対応として下記のとおり、キャッシュカード振り込み機能の一部利用制限を実施させていただきます。

ご不便をおかけしますが、お客さまの大切な預金を悪質な犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解をいただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となるお客さま
平成29年8月31日現在において、**70歳以上のお客さまで過去1年の間にキャッシュカードによる振り込みをされていないお客さま。**
* 今後は、毎年8月31日現在で上記条件となるお客さまが対象となります。
2. 利用制限内容
対象となるお客さまについては、**キャッシュカードによるATMでの1,000円を超える振り込みができなくなります。**
* キャッシュカードによる他のお取引(お預け入れ、お引き出し等)は、従来どおりご利用いただけます。
3. 対応開始日
平成29年9月20日(水)
4. ご対象のお客さまがキャッシュカードによる振り込みを希望される場合
平日の営業時間内に、当組合窓口にはキャッシュカードと本人確認書類をご持参のうえお申し出ください。確認後、お振り込みができるよう手続きをさせていただきます。

以上